

令和 6 年度
地域間幹線系統確保維持計画書（案）

令和5年6月23日
京都府生活交通対策地域協議会

地域公共交通確保維持改善補助金交付要綱
第7条及び第21条に係る記載事項

令和5年6月23日
京都府生活交通対策地域協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
令和6年度地域間幹線系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>モータリゼーションの進展や人口減少、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響で、過疎地域を中心にバス交通の存続が危機に瀕しており、地域の特性や実情に応じた公共交通を確保・維持することを目的として当該事業を実施する。</p> <p>特に、地域間幹線系統については、通学や通勤、通院、買い物等のための移動手段として、また、鉄道駅へのアクセス手段として、地域住民の日常生活に必要不可欠であり、府内で当該バス系統が地域外への唯一の交通機関となっている地域において、支援することが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>地域住民の人口が減少傾向にある状況下において、バス利用を促すとともに、乗降調査等を通して利用実態とニーズを把握し利便性を向上させることで、基準年度と比較し1%の収支率改善を図るとともに、利用者の移動目的に応じた利便性確保の観点から、地域の特性を踏まえ計画どおり運行することを目標とする。</p>
(2) 事業の効果
<p>地域間幹線系統を確保、維持することにより、自らの運転により移動することが困難な方が安心して通学、通勤、通院、買い物等の日常生活を送る事ができ、また、地域外からの観光客等の利用も見込める。</p>

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

1. より利便性の高い系統への見直し

事業者：奈良交通株式会社、京阪京都交通株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、京都交通株式会社、丹後海陸交通株式会社、京阪バス株式会社

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：社会情勢の変化に伴う通学や通院等に係る需要の変化や他の公共交通との接続環境に対応し、より利便性の高い系統への再編や運行ダイヤの変更等を検討する。

2. 保育園児・小中学生・子育て世代・高齢者など、様々な世代を対象としたモビリティ・マネジメントの実施

事業者：奈良交通株式会社、京阪京都交通株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、京都交通株式会社、丹後海陸交通株式会社、京阪バス株式会社

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：学校や老人会、地域の催事等と連携しバスの乗り方教室を開催することで公共交通の役割や必要性を理解いただき、交通系ICカードの使い方やスロープ等の体験によりバスを利用する際の不安を払拭する等の啓発活動を実施し、バスを気兼ねなくご利用いただけるようにする。

3. 需要喚起による利用促進

事業者：奈良交通株式会社、京阪京都交通株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、京都交通株式会社、丹後海陸交通株式会社、京阪バス株式会社

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：地域のイベントや広報誌等を活用し、バスの活用周知を図る。また、観光客や地元住民が利用できる企画乗車券の発行等を検討し、今までバスを利用してこなかった人達をターゲットに利用促進を図る。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

奈良交通株式会社、京阪京都交通株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、京都交通株式会社、丹後海陸交通株式会社、京阪バス株式会社

<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>表4のとおり</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>当該補助の対象となっている地域間幹線系統は、自らの運転により移動することが困難な交通弱者が通学、通勤、通院、買い物等の日常生活を送るうえで欠かせない移動手段であるため、現行の定時定路線による運行を確保、維持する必要がある。 なお、事業者においては、鉄道やその他バスとの乗り継ぎの快適性を考慮した運行ダイヤを設定し、系統の見直しや競合路線との調整を行い利便性の向上を図るとともに、事業者・京都府・沿線自治体が一丸となり補助対象期間中に3.に記載の取組を実施し、基準年度と比較し1%の収支率改善を図る。</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性</p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものであり、各事業者においては、地域間幹線系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところだが、車齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入れ替えが必要である。</p>

<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>修繕費と購入費に係る費用のバランスを考慮したうえで新しい車両を導入し、安全性を向上させる。</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>新しい車両を導入することにより車内環境が改善されるとともに、ノンステップバスを導入することでバリアフリー化が促進され利便性の向上が図られる。</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>表6、表7のとおり</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>17. 協議会の開催状況と主な議論</p>
<p>令和4年11月17日（木）、18日（金）、24日（木） 生産性向上の取組に係るワーキンググループ会議を開催 （生産性向上の取組実績等について協議）</p> <p>令和5年1月25日（水） 京都府生活交通対策地域協議会 各ブロック協議会 書面協議を開催 （令和4年度地域間幹線系統確保維持事業の事業評価について協議）</p> <p>令和5年5月30日（火）、31日（水）、6月5日（月） 地域間幹線系統確保維持計画に係るワーキンググループ会議を開催 （生産性向上の取組に係る取組内容や実施主体等について協議）</p> <p>令和5年6月23日（金） 京都府生活交通対策地域協議会（地域間幹線系統確保維持計画について協議）</p>

18. 利用者等の意見の反映状況

以下のとおりヒアリングを実施し、頂戴した意見を踏まえた計画を策定。

- ①舞鶴市岡田上地域 利用者代表 令和5年6月8日(木) 14:30~15:20
- ②伊根町大原地域 利用者代表 令和5年6月12日(月) 13:30~14:15

【主な意見】

(①について)

- ・京都交通株式会社が運行する大江線は、岡田上地域等の西舞鶴～大江間の住民にとって、西舞鶴または大江に向かうための唯一の公共交通であり、主に高校生の通学や高齢者の通院・買い物等に利用されている。
- ・一方で、免許を持っている住民がバスを利用することはほとんどなく、通学・通院も家族の送迎に頼ることが多い。
- ・学生や免許を持たない方の最低限の生活の足が確保されていると感じている。

(②について)

- ・丹後海陸交通株式会社が運行する伊根線・蒲入線は、伊根町内から宮津市等、町外へ向かうための唯一の公共交通であり、主な利用としては高校生の通学、高齢者の通院、観光利用が挙げられる。
- ・町内を運行するデマンド交通である「いねタク」とあわせて利用されており、自宅から町外までほとんど歩かずに移動することが可能である。
- ・一方で、免許を持っている住民は、自家用車で移動することがほとんどであり、バスの利用者は限定されている。
- ・運賃については、均一運賃が導入されたことから負担が大幅に減少し、利用しやすくなった。一方で、大原地域では、近年の路線再編によってバスの本数が減少し、バスのみでの利用が不便になっている。

(①及び②について)

いずれの地域においても、一定数の定期的な利用者がある一方で、多くの人は、ほとんど自家用車を利用しているのが現状である。高齢者の事故リスクの増加や、親世代の送迎の負担の増大などの問題を考えると、公共交通の維持、確保は重要な課題であるため、京都府、沿線自治体、事業者の連携のもと、利用促進に向けた取組を今後さらに行っていく必要があると考える。

19. 協議会メンバーの構成員

- ・京都府建設交通部長
- ・国土交通省近畿運輸局自動車交通部長
- ・国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長
- ・京都府市長会 経済部会長
- ・京都府町村会 行財政部会長
- ・広域行政圏の協議会会長等
- ・京都府広域振興局長
- ・一般社団法人 京都府バス協会会長